

納付書の記載のしかた
(利子等の所得税徴収高計算書)

- この納付書は、居住者や内国法人に支払い又は交付する利子等、投資信託（法人課税信託及び租税特別措置法第9条の3の2の規定の適用を受けるものを除きます。以下同じです。）の収益の分配（租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に該当するものを除きます。）、特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配について源泉徴収をした所得税を納付するときに使用してください。
なお、法人課税信託の収益の分配及び租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例により源泉徴収した所得税を納付する場合には、配当等の納付書を使用してください。
- 「年度」、「税務署名」、「整理番号」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。
- 納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。

※ 税金は、利子等を支払い又は交付した月の翌月10日までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります。

記 載 の し か た

「納期等の区分」欄	利子等、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配のときは支払をした年月を、国外公社債等の利子等又は国外投資信託等の配当等のときは交付した年月を記載します。
-----------	---

「利子等の種類」欄	「利子等の種類のコード表」から、支払った又は交付した利子等の種類に応じたコードを選んで記載します。 なお、該当するものがない場合には、第3片（領収証書）裏面の「利子等の種類のコード表（その他分）」を参照してください。
-----------	---

「支払額」項	その月において支払った又は交付した利子等、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配及び匿名組合契約等に基づく利益の分配の総額を記載します。
--------	---

「非課税」の「非課税貯蓄制度適用分（合計）」欄	「非課税」の「その他」欄に記載するものを除いた各非課税制度の適用を受ける利子等、投資信託若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配の総額について記載します。
「非課税」の「うち障害者等特別非課税貯蓄適用分」欄	「非課税」の「非課税貯蓄制度適用分（合計）」欄のうち、障害者等の少額公債の利子の非課税制度の適用を受けるものを記載します。
「非課税」の「うち財形住宅・財形年金貯蓄非課税適用分」欄	「非課税」の「非課税貯蓄制度適用分（合計）」欄のうち、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度及び勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受けるものを記載します。
「非課税」の「その他」欄	納税準備預金、公共法人等の預貯金、金融機関相互間の預貯金及び国外公社債等の利子等又は国外投資信託等の配当等で、所得税法又は租税特別措置法等の規定により、所得税が課されないものを記載します。

「課税」の「分離課税等適用分（合計）」欄	非課税制度の適用を受けるもの以外の利子等で、源泉分離課税が適用される個人に対する預貯金の利子、（国外）公社債の利子又は特定受益証券発行信託の収益の分配、内国法人に対する（国外）投資信託の収益の分配又は匿名組合契約等に基づく利益の分配について支払った又は交付したものを記載します。 ただし、「課税」の「その他」欄に該当するものを除きます。
「課税」の「うち内国法人に対する支払分」欄	「課税」の「分離課税等適用分（合計）」欄のうち、内国法人に対して支払った又は交付するものについて記載します。 なお、この欄は「分離課税等適用分（合計）」欄の内書となっていますので、「本税」及び「合計額」の計算に当たっては、この金額を集計に含めないよう注意してください。
「課税」の「その他」欄	個人に対する（国外）投資信託等の収益の分配で源泉分離課税の適用の対象とならない投資信託等の収益の分配、法人に対する（国外）投資信託等の収益の分配（上記「うち内国法人に対する支払分」に記載されるものを除きます。）、これらの者に対する特定株式投資信託の収益の分配又は民間国外債等の利子で源泉徴収すべきものについて記載します。

「法 176 条等の控除額」欄	所得税法第 176 条第 3 項に規定する集団投資信託の収益の分配について、同項又は第 180 条の 2 第 3 項の規定により控除した所得税の額を記載します。
-----------------	--

<p>○ 非課税貯蓄申告書等が無効となったことにより徴収した所得税額を納付する場合には、納付書を別に作成し、「摘要」欄に「<input checked="" type="checkbox"/> 無効分」と記載してください。なお、支払年月が異なるときは、支払年月（納付の目的）ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。</p> <p>○ 民間国外債等の利子について徴収した所得税額を納付する場合には、納付書を別に作成し、「利子等の種類」欄には、国外公債であるときは「81」、国外社債であるときは「82」と記載し、「摘要」欄に「租税特別措置法第 6 条第 2 項該当分」と記載してください。 なお、この所得税については、利子の支払をした月の翌月末日までに納付してください。</p>
